制定：平成２７年６月８日

特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会

役員報酬規程

（総則）

第１条　この規定は、特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会の定款第１７条第３項に基づき、役員に対する報酬の支給に関して基本的事項を定める。

（報酬）

第２条　役員の報酬は支給しない。ただし、必要が生じた場合は総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

（改廃）

第３条　この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

附則　この規定は、平成２７年６月８日から施行する。

平成２８年　３月　３日　制定
令和　３年１２月１５日　改正
令和　７年　７月１６日　改正

特定非営利活動法人
日本地雷処理を支援する会

職員給与規程

（目的）

第１条　この規程は、就業規則第２４条に基づき本部採用職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めたものである。

（適用範囲）

第２条　この規程は、職員に適用する。ただし、パートタイム職員の給与に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

２　現地代表と雇用契約を締結した現地で勤務する職員（以下「現地職員」という）に対しては、本規程を準用し、細部は現地代表が定める。

（給与の定義）

第３条　この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいい、給与の種類は次の通りとする。

（１）　基本給

（２）　通勤手当

（３）　時間外手当

（４）　休日勤務手当

（基本給）

第４条　職員の基本給は月給制とし、細部は別紙に基づき、本人の職務内容、経験、技能、年齢等を考慮して各人ごとに決定する。

２　採用時の給与は、労働条件通知書で明示する。

（通勤手当）

第５条　通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、その運賃を負担することを常とする職員に支給する。

２　支給する額は、交通機関の発行する６ヶ月の定期乗車券に要する額を基準とする。

３　現住所から本部までの距離が１．５㎞未満の場合は、交通費は支給しない。

４　現住所から鉄道の最寄駅までの距離が１．５km 未満の場合は、その最寄駅までの交通費は支給しない。

５　次の事由が発生した場合は、通勤手当を返納するものとする。返納の額は、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払い戻しを事由の発生月の末日にしたものとして得られる額とする。

（１）退職

（２）出張、休暇、欠勤その他の理由により月の１日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合

６　細部は個別の契約に当たり理事長が定める。

（給与の計算期間）

第６条　給与計算期間は、毎月１日から末日までとする。

（給与の支払日）

第７条　給与は、毎月２５日に支払う。但し、支払日が、土曜日・日曜日・祝日のときは直前の平日に支払う。

（給与の支払方法）

第８条　給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。但し、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払う。

２　口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより、給与の振り込みを受ける預貯金の口座を本会に届け出なければならない。

３　口座振り込みにより給与を支払う場合、本会は給与支払日の午前１１時に払い出しができるように処理するものとする。

（給与からの控除）

第９条　給与の支払に当たって、次に掲げる各号のものを控除する。

（１）給与所得税及び住民税

（２）健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険の保険料

（休暇等の給与）

第１０条　就業規則で規定する年次有給休暇及び特別休暇期間は、所定勤務時間を勤務したときに支払われる通常の給与を支給する。

（欠勤等の給与）

第１１条　欠勤、遅刻、早退及び勤務中における私用外出（以下「欠勤等」という。）の時間については、１時間あたりの給与額（基本給）に、１月における欠勤等の合計時間を乗じた額を差し引くものとする。

（日割単価・時間単価の計算）

第１２条　月の中途採用、退職等において日割単価により給与を支払うときは、次の計算要領により基本給、通勤手当をそれぞれ算出して支払う。

基本給（通勤手当）月額×その月の勤務日数÷その月の日数から就業規則第１６条で規定する休日（以下「ＪＭＡＳ休日」という。）を除した日数

２　欠勤等において時間単価により給与を減額するときは、次の計算要領により算出した金額を減額して支払う。減額の対象となる給与は基本給のみとする。

時間単価＝基本給月額×１２÷（３６５日―その年度のＪＭＡＳ休日数）÷８時間

３　前項の計算において、円位未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（時間外・休日勤務手当）

第１３条　次の場合は、時間外労働・休日労働として法令の定めるところにより支給する。

（１）　１日８時間又は１週４０時間を超えた場合

（２）　休日の振替によることなく、法定休日に労働させた場合

（非常時払い）

第１４条　本会は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合の費用に充てるため、職員の請求により給与支払日前であっても給与計算期間のうち既に働いた日数の給与を速やかに理事長の認めるところにより支払うことができる。

（１）　職員の出産、疾病に伴う費用及び災害を受けた場合の費用

（２）職員の収入によって生計を維持する者が出産し若しくは疾病にかかり、又は災害を受けた場合の費用

（３）職員若しくはその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した時の費用

（４）職員若しくはその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により１週間以上にわたって帰郷する場合の費用

（５）前各号のほか、やむを得ない事情があると理事会が認めた場合の費用

（退職時の給与の支払）

第１５条　職員が退職又は死亡した場合の当該給与期間の給与について第７条の規定にかかわらず、本人又は遺族から請求があった場合には、未払いの給与を７日以内に支払うことができる。

（遺族の範囲）

第１６条　死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第４２条から第４５条における相続権者及び相続順位とする。

（業務上疾病等による休業の取扱い）

第１７条　業務上の傷病又は通勤災害により休業した者は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるものとする。

２　その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により理事会がこれを定める。

（昇給）

第１８条　職員の年次昇給は、実施しない。契約を更新する場合の新たな給与は、就業規則第６条による雇用契約書をもってこれを定める。

（賞与）

第１９条　賞与は、支給しない。

（退職金）

第２０条　退職金は、支給しない。

附則

１　この職員給与規程は平成２８年３月３日から施行する。

２

別　紙

給　与　基　準

1　基本給（本部採用職員）

単位：円

等級	1級	2級	3級	4級
号俸	月額	月額	月額	月額
1	189,700	251,300	360,600	475,300
2	198,100	260,000	370,500	486,900
3	206,600	268,700	380,300	498,200
4	215,200	277,500	390,100	509,400
5	225,400	286,300	399,500	518,900
6	236,400	294,800	408,000	527,100
7	244,400	302,800	415,600	534,100
8	252,200	310,700	422,700	538,400
9	259,200	318,300	429,500	542,600
10		325,500	436,100	546,300
11		332,500	442,500	549,300
12		339,300	448,500	551,900
13		346,000	454,200	554,200
14		352,600	459,700	556,400
15		359,100	465,000	558,500

注1：1級・2級は事務系職員に適用し、支給額は本人の職務内容、経験、技能、年齢等を考慮して、契約の都度決定する。

注2：3級・4級は専門職職員に適用し、支給額は本人の保有特技、経験年数、現地の環境及び作業の危険度等を考慮して、契約の都度決定する。

2　基本給（現地職員）

単位：ＵＳドル

等級	１　級	２　級	３　級	４　級
号俸	月　額	月　額	月　額	月　額
1	$40.00	$150.00	$500.00	$1,200.00
2	$50.00	$200.00	$530.00	$1,500.00
3	$60.00	$230.00	$550.00	$1,700.00
4	$70.00	$250.00	$600.00	$2,000.00
5	$80.00	$280.00	$650.00	$2,200.00
6	$90.00	$300.00	$700.00	$2,500.00
7	$100.00	$330.00	$750.00	$2,700.00
8		$350.00	$800.00	$3,000.00
9		$380.00	$850.00	$3,500.00
１０		$400.00	$900.00	$4,000.00
１１		$430.00	$950.00	$4,500.00
１２		$450.00	$1,000.00	$5,000.00

注１：外国人スタッフは、職務内容、経験、技能、年齢等の他、当該国の給与体系を考慮して決定する。

注２：日本人スタッフは、本人の能力、特技及び職務内容を考慮して決定する。

3　専門職職員（日額を基礎として定める場合）

単位：円

等級	日額
1	１７，０００
2	２０，０００
3	２２，０００
4	２５，０００
5	２７，０００
6	３０，０００
7	３５，０００
8	４０，０００
9	４５，０００
１０	５０，０００

注：支給額は本人の保有特技、現地の環境及び作業の危険度等を考慮して決定する。

書式第17号(法第55条関係)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	事業年度	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日

1 資金に関する事項[①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条2第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	4,160,000 円
受取寄附金	66,887,898 円
受取助成金等	326,475,382 円
事業収益	0 円
受取利息	250,187 円
為替差益	9,721,132 円
雑収益	0 円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	407,494,599 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3) その他

該当なし

2　取引の内容に関する事項

[③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
[redacted]		320,706,080 円	国庫補助金 (地雷・不発弾処理等事業費)
		63,000,000 円	指定寄付金 (カンボジア事業)
		5,769,302 円	民間助成金 (調査研究事業)
		500,000 円	寄付金
		300,000 円	個人寄付金

(2) 費用の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
[redacted]		50,644,582 円	カンボジア生活環境改善事業費
		19,597,422 円	カンボジア生活環境改善事業費
		8,989,798 円	ミクロネシア・カンボジア事業器材購入費
		8,902,300 円	カンボジア事業器材購入費
		7,389,125 円	パラオ事業 現地業務委託費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡(棚卸資産含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	

ロ　資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		カンボジア事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	4,174,900　円	
		カンボジア事業 本部・現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	4,830,868　円	
		カンボジア・セネガル事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	3,935,070　円	
		カンボジア事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.2.4	3,917,345　円	
		カンボジア事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	4,775,730　円	
		パラオ事業 現地業務委託費	R8.2.12 ～R8.3.31	859,000　円	
		パラオ事業現地・本部業務 委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	6,694,574　円	
		パラオ事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	7,389,125　円	
		パラオ事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	7,094,299　円	
		パラオ事業 現地・本部業務委託費	R7.4.1 ～R7.9.15	1,973,638　円	
		ミクロネシア・パラオ事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	5,817,951　円	
		パラオ事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	6,539,823　円	
		ミクロネシア事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	5,944,693　円	
		ミクロネシア事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	5,988,908　円	
		ミクロネシア事業 現地業務委託費	R7.7.1 ～R8.3.31	3,119,544　円	
		ミクロネシア事業 現地業務委託費	R8.3.29 ～R8.3.31	160,735　円	
		ミクロネシア事業 現地業務委託費	R8.3.15 ～R8.3.31	360,485　円	
		ミクロネシア事業 現地業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	5,384,688　円	
		セネガル事業 現地業務委託費	R8.3.1 ～R8.3.31	427,280　円	
		セネガル事業 現地業務委託費	R8.3.1 ～R8.3.31	367,760　円	
		セネガル事業 現地業務委託費	R8.3.1 ～R8.3.31	407,520　円	
		カンボジア事業本部業務、事 務局業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	3,572,550　円	

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		事務局業務委託費	R7.4.1 ～R7.6.30	163,000 円	
		調査研究、セネガル事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	882,888 円	
		事務局、セネガル事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	3,371,697 円	
		事務局本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	1,338,020 円	
		カンボジア事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	2,969,105 円	
		カンボジア事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	3,304,521 円	
		カンボジア事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	1,125,640 円	
		カンボジア事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	360,000 円	
		パラオ事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	1,134,390 円	
		パラオ事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	3,900,356 円	
		ミクロネシア事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	1,195,040 円	
		ミクロネシア事業本部業務委託費	R7.4.1 ～R8.3.31	3,455,016 円	
		セネガル事業本部業務委託費	R8.3.1 ～R8.3.31	104,280 円	

3 寄附者に関する事項

[④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏　　名	寄付金額	受領年月日
該当なし	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況

[⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く)

氏 名	職 名	法人との関係(注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
該当なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日

給与を得た従業員の総数	左記の従業員に対する給与総額
34 名	50,406,028 円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支払先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	R7年7月5日 ～ R8年2月25日	2,554,832 円	JMAS－コマツ奨学金制度を利用したカンボジア国内に所在する大学の学費年額支援
		合 計	2,554,832 円	

6 海外への送金等に関する事項

［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実　施　日	使　　途	金　　額
令和7年9月4日	カンボジアABC事業における現地活動資金	26,823,600 円
令和8年1月29日	カンボジアDB事業における現地活動資金	2,205,196 円
令和8年1月29日	カンボジアCS事業における現地活動資金	1,505,473 円
令和8年2月4日	カンボジア事業における現地活動資金	1,570,700 円
令和8年2月19日	ミクロネシア事業における活動資金	7,924,358 円
令和8年2月25日	カンボジアABC事業における現地活動資金	28,229,400 円
令和8年3月2日	セネガル事業における事務所借料支払	1,277,616 円

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人　日本地雷処理を支援する会	チェック欄

３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること　☑

イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること

(1)　役員及びその親族等

(2)　特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ　各社員の表決権が平等であること

ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	R7年4月1日～R8年3月31日	２４人	０人	０％	０人	０％
ⓑ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
ⓕ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
申請時		人	人	％	人	％

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号(法第44条・51条・58条関係)

第3表付表1

役　員　の　状　況

法人名	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		24　人	人	人	人	人	人	人
(1)　最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0　人	人	人	人	人	人	人
(2)　最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者親族等」のグループの人数		0　人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況 ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任 年 月 日
土居　岩生	[redacted]	理事	[redacted]	○							平成15年7月1日 就任
森田　良行		理事		○							平成24年7月1日 就任
福田　敏		理事		○							平成25年7月1日 就任
村田　裕成		理事		○							平成28年4月15日 就任 令和7年4月1日 辞任
道幸　孝久		理事		○							平成30年4月1日 就任
末次　富美雄		理事		○							平成30年5月16日 就任
大塚　正征		理事		○							平成31年4月10日 就任
岸川　公彦		理事		○							令和2年3月25日 就任
砂本　信幸		理事		○							令和3年2月17日 就任
石丸　威司		理事		○							令和3年5月19日 就任
六車　昌晃		理事		○							令和3年5月19日 就任

役　員　の　内　訳												
氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況								
				ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任 年月日
横本　美津子	[redacted]	理事	[redacted]	○							令和3年8月1日 就任
徳益　喜平		理事		○							令和4年1月20日 就任 令和7年8月31日 辞任
上部　泰秀		理事		○							令和4年4月21日 就任
末安　雅之		理事		○							令和4年4月21日 就任
鈴木　啓三		理事		○							令和5年9月14日 就任
立花　尊顕		理事		○							令和5年9月14日 就任
腰塚　浩貴		理事		○							令和6年5月15日 就任
河津　祐之介		理事		○							令和6年7月17日 就任
中村　裕亮		理事		○							令和7年1月25日 就任
軽部　真和		理事		○							令和7年2月21日 就任
高木　雅弘		理事		○							令和7年4月1日 就任
中村　光一		理事		○							令和7年10月22日 就任
島田　正登		理事		○							令和8年2月20日 就任
鈴木　直栄		監事		○							令和3年7月1日 就任
山内　大輔		監事		○							令和3年7月1日 就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第９号（法第４４条・５１条・５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人　日本地雷処理を支援する会

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（ソリマチ）使用 ルーズリーフ	月毎	７年
仕訳帳	会計ソフト（ソリマチ）使用 ルーズリーフ	月毎	７年
現金出納帳	エクセル及び会計ソフト（ソリマチ）使用 ルーズリーフ	都度	７年
預金出納帳	エクセル及び会計ソフト（ソリマチ）使用 ルーズリーフ	都度	７年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	７年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	７年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月１回	７年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人　日本地雷処理を支援する会	チェック欄

４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること　☑

イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人　日本地雷処理を支援する会	チェック欄

５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること　☑

イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類

ヘ　助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。	同　意	
	する	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人　日本地雷処理を支援する会

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ☑

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　(無)	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人　日本地雷処理を支援する会	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ☑

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　暴力団の構成員等 (注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3		はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)